

## 誰もが自分らしく生きていける 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会とは、「男女が対等に、自分の意思によって社会のあらゆる分野(※1)へ参画(※2)し、お互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる社会」のことをいいます。

男女共同参画計画「まいプラン(第3次)」を策定し、女性の活躍促進や啓発などのさまざまな取り組みを総合的・計画的に推進しています。

また、地域に根差した男女共同参画の推進を行う拠点施設として、中総会館の5階に舞鶴市男女共同参画センター「フレアス舞鶴」を設置しています。

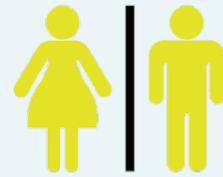
### 男女共同参画の視点から…

#### 見直していくもの



◆社会通念や習慣によって作られた性差別や「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的役割分担 など

#### 間違った見直し例



◆男女同室着替え  
◆公共施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすること など

性差を否定したり、男女の区別をなくしたりすることを目指すものではありません。

※男女共同参画情報紙「かがやき」は、今年度から広報まいづるに掲載します。

## 毎年6月23日～29日は

## 「男女共同参画週間」です!

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法(※3)」が公布・施行されたことを受け、男女共同参画推進本部(内閣府)が毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画に関する取り組みを全国的に実施することとしています。市では、セミナーの開催や

広報により、市民の皆さんに広くお知らせしています。

男女共同参画社会を実現するためには、国や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。この週間をきっかけに、身近なことから男女共同参画について考えてみませんか。



### 職場では

働き方が多様化する中、男女がともに働きやすい職場環境を確保することによって、一人ひとりが個人の能力を最大限に発揮できるようにしましょう。

仕事と家庭の両立支援や女性の政策・方針の決定過程への参画が進み、いろいろな人材が活躍することによって、意見や発想を生み出し、生産性が向上します。

### 地域では

さまざまな人の意見を反映させながら、誰もが住みよいまちづくりを推進しましょう。

男女がともに主体的に地域活動やボランティアなどに参画することによって、地域コミュニティが強化されます。

### 家庭では

家族みんながお互いを尊重し合い、協力しながら家事・育児・介護などを行いましょう。

仕事と家庭の両立支援の環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに育児・介護などに参加できます。

## 平成30年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ(内閣府募集)

### 【最優秀作品】

## 「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、さまざまなスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようになるためのキャッチフレーズです。



▲今年度のポスター

### セミナーのお知らせ

## 第1回人権啓発セミナー メディアから見えてくる女と男 ～歌謡曲を読みといてみると??～

メディアなどによって、無意識に「女らしさ」「男らしさ」がすり込まれてはいませんか?懐かしの歌謡曲やCMなどを振り返りながら、男女共同参画について楽しく学ぶ「人権啓発セミナー」を開催します。市とまいづる人権啓発市民会議が共催。

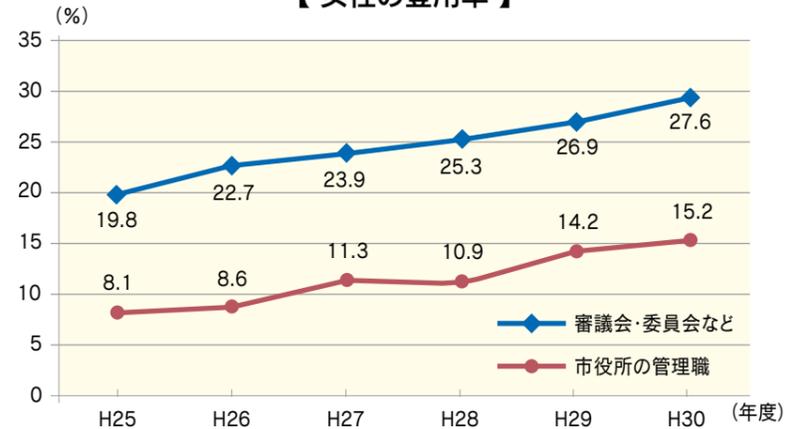
【日時】6月9日(土) 14時～15時30分(開場13時30分)  
【場所】中総会館  
【講師】中島美幸さん(愛知淑徳大学非常勤講師・文学博士)  
【その他】入場無料・予約不要。要約筆記・補聴器用磁気誘導ループ席あり。  
▶詳しくは、人権啓発推進室(☎66・1022)へ。

※1 社会のあらゆる分野…家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野のことを示しています。男女共同参画は、専業主婦(主夫)を否定するものではありません。  
※2 参画…単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。  
※3 男女共同参画社会基本法…男女共同参画社会の形成に関し、基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

法律では、国や地方公共団体、民間企業等の事業主に対して、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析②行動計画の策定・届出等③女性活躍に関する情報の公表が義務付けられています(常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等は努力義務)。

### 【女性の登用率】



また、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、「まいプラン(第3次)」に基づき、平成39年末までに「審議会等における女性委員の割合35%」を目指しており、平成30年4月1日現在の審議会等への女性の登用率は「27.6%」と、昨年度から「0.7ポイント」上昇しました。目標達成を目指し、引き続き女性委員の登用を積極的に進めていきます。